

平成24年9月4日  
金融庁

AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し  
(案) の公表及び同案に係る御意見の募集について

今般の AIJ 投資顧問株式会社の事案については、金融庁において、本事案で明らかとなった問題に対し、金融実務を踏まえた実効性ある資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)を検討してきたところ、このたび、別添のとおり同案をとりまとめ、公表することとしました。

つきましては、同案について、金融実務に及ぼす影響を踏まえつつ、実効性ある措置を講ずるとの観点から、別紙要領にて御意見を募集します。お寄せいただいた御意見も踏まえて、今後、府令・監督指針の改正案を策定します。また、法律改正事項につきましては、改正法案を国会に提出することを検討いたします。

なお、今後、集中的な検査、業界の取組み等により、更なる施策の検討等を行うこともあり得ます。

(以 上)

(別添)

AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し  
(案)

1. 第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み  
（「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど）

(1) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手  
運用資産に対する第三者（国内信託銀行等）のチェック機能の強化を図  
るため、投資一任業者が年金基金等からの受託資産（管理は国内信託銀行）  
にファンドを組み込む場合、そのファンドに関し、投資一任業者は以下の  
措置等を講じるものとする。

- ① 国内信託銀行が、ファンドの「基準価額」を、その算出者（アドミニス  
トレーター等）から直接入手できるようにする措置
- ② 外部監査が行われるファンドに投資対象を限定し、かつ国内信託銀行  
が、ファンドの「真正な監査報告書」を入手できるようにする措置
- ③ 投資一任業者は顧客に交付した運用報告書に記載の「基準価額」を国  
内信託銀行にも送付すること  
を義務付ける。

府令改正

(2) 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

国内信託銀行に対し、

- (i) 上記①により入手したファンドの「基準価額」
- (ii) 上記②により入手したファンドの「真正な監査報告書」
- (iii) 上記③により入手した運用報告書に記載の「基準価額」

の突き合せを行い、その結果を顧客に通知する体制整備を義務付ける。

府令改正

## 2. 顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み （運用報告書等の記載内容の充実など）

### (1) 運用報告書等の記載事項の拡充

投資一任業者等<sup>(注1)</sup>が顧客（年金基金等）に交付する契約締結前交付書面や運用報告書等<sup>(注2)</sup>の記載事項に、

- ・ 運用資産に組み入れるファンドのスキーム構成（関係会社の有無等）
- ・ 基準価額の算出方法
- ・ 外部監査の有無

等を追加する。

法律・府令改正

(注1) 投資一任業者、信託銀行、生命保険会社（運用実績連動型保険契約に係る業務に限る）。

(注2) 信託銀行の「信託財産状況報告書」、生命保険会社の「資産の運用状況を記載した書面」。

(注3) 生命保険会社の「運用状況の書面交付義務」について法律改正で手当て。

### (2) 運用報告書等の交付頻度の引上げ

年金基金への運用報告書等の交付を少なくとも四半期に一度とする。

法律・府令改正

(注) 信託銀行の「信託財産状況報告書の交付頻度」について法律改正で手当て。

### (3) 年金基金の「プロ成り」要件の限定

年金基金が特定投資家（いわゆる「プロ」<sup>(注)</sup>）になるための要件を限定する。

法律・府令改正

(注) 現在、年金基金が「特定投資家になりたい」と申し出た場合、投資一任業者は「顧客の知識・経験・財産の状況に照らして不適當」でない限り、承諾できることとされている。この点について要件を限定する。

#### (4) 投資一任業者等によるチェック体制の整備

年金基金等の運用受託機関(投資一任業者等)に対し、

- ・ 顧客(年金基金等)に分散投資義務違反が発生するおそれを把握した場合に顧客自身へ通知
- ・ 顧客の知識・経験等に応じたリスク説明等の体制整備

等を義務付ける。

府令・監督指針改正

### 3. 不正行為に対する牽制の強化

(投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)

- 投資一任業者等による① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、  
② 勧誘の際の虚偽告知及び③投資一任契約の締結に係る偽計に対する  
罰則の引上げ。

法律改正

#### ① 運用報告書等の虚偽記載

現 行；懲役 6 月以下・罰金 50 万円以下（法人重課なし）

改正案；懲役 3 年以下・罰金 300 万円以下（法人重課 3 億円）（注 1）

#### ② 勧誘の際の虚偽告知

現 行；懲役 1 年以下・罰金 100 万円 or 300 万円以下（法人重課なし or 2 億円）

改正案；懲役 3 年以下・罰金 300 万円以下（法人重課 3 億円）（注 2）

#### ③ 投資一任契約の締結の偽計

現 行；懲役 3 年以下・罰金 300 万円以下（法人重課 3 億円）

改正案；懲役 5 年以下・罰金 500 万円以下（法人重課 5 億円）

（注 1）管理型信託については、懲役 1 年以下・罰金 300 万円以下（法人重課 2 億円）  
に引上げ。

（注 2）管理型信託については、懲役 1 年以下・罰金 300 万円以下（法人重課 2 億円）  
に据置き。

## 4. 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

### (1) 事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充

投資運用業者の実態把握を強化するため、投資運用業者が当局に提出する事業報告書の記載事項に、

- ・ 組入れファンドのスキーム構成(関係会社の有無等)、
- ・ 外部監査の有無、
- ・ 直近3年の主要経営指標

(契約件数、運用部門収益、資産運用総額、運用受託報酬、年金受託割合等)

等を追加する。

府令改正

### (2) 投資一任業者に対する監督の強化

投資一任業者に対する一斉調査のうち、第1次調査で絞り込んだ投資一任業者に対し、更に深度ある第2次調査を実施するとともに、第2次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者についても、逐次、ヒアリングを行っているところ。

こうした一連の対応を踏まえ、監督指針に必要な追加を行うほか、当局が把握したリスクに応じて、濃淡のあるオフサイトモニタリングを継続するなど、投資一任業者のリスクを踏まえた実効性ある監督を実施していく。

監督指針改正

### (3) 投資一任業者に対する検査の強化

- ① 投資一任業者について、その業態や顧客等の特性に鑑み、業務の実態や法令遵守状況を検証する必要があると認められることから、一斉調査の内容等も踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行う。
- ② また、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口(年金運用ホットライン)を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査対象先に対する検査の重点事項を明確化するために活用する。

平成24年度証券検査基本方針

#### (4) 検査・監督の強化のための体制整備

上記（２）及び（３）の方針に基づき、

- ・ 情報収集・分析のための体制強化

（年金運用に関する情報を収集する専門窓口（年金運用ホットライン）の開設等）

- ・ モニタリング手法の改善等

（監督上のポイントに基づき、投資一任業者のリスクを踏まえた監督等）

を進め、既存の人員を最大限活用した検査・監督の強化に向ける。さらに、投資一任業の実務に通じた経験者の採用と必要な定員の確保に努める。

（以 上）